

# 後期難波宮の内実

榮原 永遠男

---

**要旨** 考古学的な調査研究により、後期難波宮の中枢部には壮大な宮殿建築群が建てられており、京城には条坊制が敷かれていたことが明らかになった。これにより、後期難波宮・京には多くの人々が住み、繁栄していたというイメージが出来上がっている。しかしそれらはあまり根拠がなく、遷都や行幸時と平時とをわけて、再検討が必要である。大糧申請文書その他の分析によると、各官司はそれぞれ独自の建物や院を持つことはなく、合同庁舎・合同院の一角にコーナーを保持していた。合同庁舎・合同院は、一、二の官司が仕丁とそれを指揮監督する使部などの雑任を配置する形で保守されていた。後期難波京の京城については、貴族が邸宅を持っていたが常住することはなく、家令に管理させていた。また使部や家令が家を持ち家族が住んだ可能性はあるが、正方位の家がびっしり立ち並ぶ状態ではなかった。以上は平時の場合であるが、遷都や天皇が行幸してくると状況は一変した。多くの官人が来て官僚機構も機能し、貴族やその家族も居住した。

---

## 1. はじめに

後期難波宮の造営工事がスタートしたのは、聖武天皇が印南野行幸から難波に回ってきて、神亀3年(726)10月26日に藤原宇合を知造難波宮事に任じた時であった。その後の具体的な造営過程は明らかでないが、天平4年(732)3月に藤原宇合以下が褒賞されたころには宮部分の造営は一段落し、工事の重点は京城に移っていったとみられる。また天平9年「和泉監正税帳」や同年「但馬国正税帳」に「難波宮雇民粮米」「造難波官司雇民食料雑鮎」に充てる穎稻の支出に関する記載が見えるので、このころも工事が続いていたことが知られる。

こうして造営された後期難波宮は、昭和29年(1954)以来の長きにわたる粘り強い発掘調査によって、その中枢部が、内裏、大極殿と大極殿院、8朝堂と朝堂院、これらの東側の南北2区画、西側の五間門区画などからなることが次第に解明されてきた<sup>2</sup>。

また後期難波宮にともなう京城については、その範囲をめぐっていくつかの説が提起されてきたが、積山洋は、発掘調査成果の再検討により、第Ⅲ期(後期難波京、聖武朝以降)には上町台地上に条坊区画の道路が縦横に設けられていたことを明らかにした<sup>3</sup>。その後、市川創がこれを再検討し、京の完成度について、正方位の地割が面的に京城を覆うには至らない、とした<sup>4</sup>。この指摘を受けたうえでも、全面的かどうかは別として、上町台地上に条坊区画が造成されたことは確かであろう。

これらによって、後期難波宮・京が壮大な規模を持つ都城であったと認識されるに至った。とりわけ宮中枢部には、壮麗な宮殿建築が立ち並んでいたことが鮮明に印象付けられた。これらにより、後期難波宮・京には、官司の建物が建ち並び、多く官人や一般の人々が生活し、都として繁栄していた

という漠然としたイメージが形成されてきたのではなかろうか。

しかし、後期難波宮・京は本当にそのような状態であったのであろうか。具体的に考えてみると、後期難波宮・京の内実は、ほとんど明らかになっていないのではないか。中枢部の宮殿群の周囲に官司の施設がどの程度建ち並んでいたのか。そこでは通常どの程度の人員が勤務していたのか。それらの人員はどこに居住していたのか。京域の条坊道路で囲まれた区画内にはどの程度建物があり、どのような人がどれほど居住していたのか。さらには、難波宮行幸時や遷都時と、それ以外の時期とはどのように相違したのか。これらの多くの問題について語る史料は無に等しく、後期難波宮・京が具体的にどのような実態であり、どのように機能していたのかという点については、ほとんど何も明らかになっていないと言えよう。

後期難波宮に関する史料は<sup>5</sup>、行幸関係のものと天平16年の遷都に伴うものが主であり、他は断片的である。それらによって宮の具体的な姿を知ることにはかなり難しい。京に至っては、その内実をうかがうことのできる史料はほとんどない。このような厳しい史料的制約があるにもかかわらず、われわれは後期難波宮・京の内実に迫っていかねばならないであろう。その際に注意したいことは、先に指摘したように、聖武天皇の難波宮行幸時や天平16年のごく短期間の遷都期間と、そうでない時期とを区別する必要があるという点である。両者では、難波宮にいる人員の数が異なるので、難波宮・京の様相も異なると予想されるからである。

## 2. 大糧申請文書についての予備的検討

本稿では、後期難波宮・京の内実に少しでも接近するために、正倉院文書に残る一群の大糧申請文書に注目したい。そこでこの稀有の史料群について、あらかじめ必要な限りで基礎的な検討をしておきたい。これについてはこれまで多くの研究が積み重ねられてきたが<sup>6</sup>、そこで常に問題とされてきたのは、断簡の配列というもっとも基本的な問題であった。

大糧申請文書は多くの断簡に分断されて存在しているので、これを用いて研究するためには、まず大前提として断簡どうしの接続関係を明らかにし、配列を確定しなければならなかった。先学もこの点に大きな労力を傾けてきた。しかし現段階では、幸いにもこの点については原本調査により<sup>7</sup>ほぼ解決済みである<sup>8</sup>。本稿もその成果に依拠して論を進める。もちろん原本調査によっても推測にわたる部分が残されていることは確かであるが、従来に比して精度の高い分析が可能となった。また所属不明断簡はなくなり、あわせて写真を参照することにより、1通ごとの状況（同筆・異筆、前欠・後欠、字配り、墨色の差など）も詳細に把握できるようになった。

表1は、天平17年段階の中央官司<sup>9</sup>について、大糧申請文書の残存状況を示したものである。これによって明らかなように、現存する大糧申請文書の断簡はすべて天平17年の2月、4月、8月、10月のものに限られる<sup>10</sup>。このことはすでに指摘されてきたことであるが、所属不明断簡がすべてなくなった現時点で、改めて確認しておきたい。

この点は、むしろ次の点で重要である。すなわちこの時期、聖武天皇は紫香楽宮と平城宮におり、難波宮にいることはなかった。このことは、以下の大糧申請文書の分析によって知られる難波宮に關

表 1 大糧申請解の残存状況

置廃等	官司名	2月	4月	8月	10月
	神祇官				○
	太政官				○
	中務省				
	中宮職		○		○
天平1.9設置	(皇后宮職)		△△		○
	左大舎人寮	△	○		
	右大舎人寮	○			○
	図書寮				
	内蔵寮		○		○
神亀5.8設置	(内匠寮)			○	
	縫殿寮				○
	陰陽寮				
	画工司			△	○
	内菓司			○	△
	内礼司			○	
	式部省	●○		○	
	大学寮				
	散位寮				
	治部省	○		△	
	雅楽寮	○			○
	玄蕃寮	○			
天平1.8司→寮	諸陵寮	△			○
	喪儀司	○			○
	民部省	●	●		○
	主計寮	○	○		
	主税寮		○		
	兵部省		○		
	兵馬司				
天平16.4廃、宝字1.8以前復置	(造兵司)				
	鼓吹司		○		
	主船司				
	主(放)鷹司		○		
	刑部省	○	○		△
奈良前半の存否不明	(臧贖司)				
	囚獄司		○		
	大蔵省		○		○
	典鑄司				
	掃部司		○		○
	漆部司				
	縫部司				
	織部司				
	宮内省		○		
	大膳職		○		○
	木工寮		○		○
	大炊寮		●		
	主殿寮		○		
	典薬寮		○		
	正親司		○		
	内膳司		○		
	造酒司		○		
天平16.4廃、景雲1.5以前復置	(鍛冶司)				
	官奴司		○		
	園池司		○		
	土工司				
	采女司				
	主水司				
	主油司				
	内掃部司		●		
	管陶司		○		
	内染司		○		

置廃等	官司名	2月	4月	8月	10月
	彈正台				
	衛門府				
	隼人司				
神亀5.8設置	(中衛府)				
	左衛土府				
	右衛土府		○		
	左兵衛府		○		
	右兵衛府		○		
	左馬寮		○		
	右馬寮		○		
	左兵庫		○		△
	右兵庫				○
	内兵庫				
	左京職		○		○
	右京職		○		○
	東市司				
	西市司				
	摂津職				
	春宮坊		△		△
	舎人監				○
	主(進)膳監				○
	主蔵監				
	主殿署				
	主書署				
	主漿署				
	主工署				○
	主兵署				
	主馬署				
	(造甲賀寺司)		○		○
	(造宮省)		○		○
残存率		12.9	43.5	7.1	30.6

○●△は大糧申請文書が現存する官司。  
△は前後欠により支給対象部分が完全には残っていないもの。  
●は仕丁が難波宮に配属されている場合。  
○△が2つあるのは再申請。  
残存率は、造甲賀寺司・造宮省をのぞく85官司についての比率。

する事項は、すべて聖武天皇がいない状態の難波宮についてであることを意味する。これを難波行幸時あるいは遷都時の難波宮と区別して、平時の後期難波宮・京と称することとする。すなわち、大糧申請文書は平時の後期難波宮・京の姿を現しているのである。

大糧申請文書の残存率は月によって大きく異なっている。大糧申請文書を提出すべき官司は、残存分から類推して、いわゆる2官8省1台5衛府、馬寮・兵庫・京職、春宮坊とその被官および令外の官である。造営関係の令外の官を除くと<sup>11</sup>、天平18年段階で85官司である。この数を基準に月別の残存率を算出した(表1下段)。これによると4月、10月が約30~40パーセント台であるのに対して、2月、8月は10パーセント前後とかなり少なくなっている。このように月によって違いはあるものの、多くの官司の大糧申請文書が残存していないことが知られる。考察に当たっては、この点を考慮する必要がある<sup>12</sup>。

### 3. 中央官司の構成員と後期難波宮

養老職員令によると、中央官司の構成員は、一般的には四等官・雑任(省掌・史生・使部・伴部)・仕丁(直丁・駈使丁)からなる。これ以外に、たとえば中務省の内記・監物、刑部省の判事のような品官があるが、諸官司に共通するものではなく、一般的な構成員とは言い難い。中央官司と平時の後期難波宮・京との関係を考えるにあたっては、四等官・雑任・仕丁のそれぞれについて検討する必要がある。

#### (1) 仕丁

まず仕丁を取り上げる<sup>13</sup>。仕丁は、労役と給炊を分担するという建前から立丁と廝(丁)に区別された。民部省の差配で各官司に配属されたが、そこでの職務内容によって直丁・駈使丁と称された<sup>14</sup>。本稿では、特に必要がない限り仕丁で統一する。大糧申請文書によると、後期難波宮に仕丁が配置されている場合が次のように5例ある。

2月	式部省	直丁1	廝丁1
2月	民部省	直丁1	廝1
4月	民部省	仕丁1	
4月	大炊寮	立丁1	廝丁1
4月	内掃部司	立丁2	

これ以外に、大糧申請文書が残っていない官司の中に、仕丁が難波宮に配置されている場合がある可能性はある。それを確かめるすべはないが、一応比率的な推測をしておくことは無駄ではなからう。

2月では、大糧申請文書が残る11官司のうち後期難波宮に仕丁を配置するのは2官司で、その比率は約18パーセント、4月では同37官司のうち3官司で約8パーセントである。試みにこの比率を大糧申請文書が残存しない官司に適用すると、2月では残存しない74官司の18パーセントは約13官司、4月では同48官司の8パーセントは約4官司となる。

このような単純な比例計算にどれほどの妥当性があるか心もとないが、一応の目安として参考にすると、全中央官司のうち、平時の後期難波宮に仕丁を配置している官司はそれほど多くはなく、せい

せい1～2割程度であったのではないかと推測される。すなわち、残りの多くの官司では、平時の後期難波宮に仕丁を配置していなかった可能性が高いのではないかと推測される。

また、8月、10月の大糧申請文書では、後期難波宮に仕丁を配置する官司は見当たらない。前述のように、どの月も大糧申請文書が欠失している官司は多く、特に8月については欠失の程度が大きい。したがって全官司について配置なしとは言い切れないが、紫香楽宮段階に比べて配置官司数がいっそう少なくなったのかもしれない。この点は、平城遷都後の難波宮の状況を知る材料となりうるが、別途考えることとしてこれ以上はふれない。

## (2) 雑任

次に省掌・史生・使部・伴部などの雑任について検討したい。ところが雑任の後期難波宮への配置状況はまったく不明である。しかし、おおよその見通しをつけるために、若干の推測を試みたい。

先に平時の後期難波宮では1～2割程度の官司に仕丁が配置されていたことを述べた。仕丁は地方から差発されてきた一般民衆であり、民部省によって各官司に配置されたものである。配置先においては指示されたことを行うのが基本で、それ以外のことを独自の判断で行うことは原則としてないはずである。したがって仕丁に対して、働くべきことを具体的に指示したり、指示通りに仕事をしているかを日常的に監督したりする官人がその官司に常駐している必要があるはずである。

後述するように、四等官がそれを十全に果たしている実態はないので、雑任が担っていたと考えるほかない。雑任のうち、伴部は特殊な職能に特化した官人であるので、それに対応する仕事については指示・監督は可能であるが、多様な雑用に従事する仕丁を監督する官人としてはふさわしくない。省掌は省のみに配置され、史生も天平17年段階では省を中心に特定の官司に配されるのみであった。したがって、省掌や史生が配置される官司にあっては、彼らの中には後期難波宮に常駐することを命じられたものがいたかもしれないが、併存する恭仁宮・紫香楽宮・平城宮・難波宮の4つの宮に対応するには定員が少なく、これを一般化することはかなり難しい。

雑任のうち残る使部は<sup>15</sup>、各官司に配置されていて、人数も6人以上20ないし30人程度と多い。天平17年段階では仕丁は上記4宮に分散配置されていたが、使部の人数からすると、史生・省掌よりはこれらの宮に対応しうる可能性は大きいであろう。

これらから見て、かなり根拠が弱いことを十分に自覚しつつ、少数の使部が平時の後期難波宮の1～2割程度の官司に配置されていたと推測しておきたい。もちろん官司によっては史生・省掌が配置されることがわずかながらあった可能性も否定できない。

以上は、仕丁が配置されていた官司の場合であるが、仕丁が配置されていない官司の方が数的にかなり多かったが、それらの場合の雑任の状況を知りうる手がかりはますます乏しい。仕丁が配置されていないのに使部などの雑任のみが配置されるようなことは考えにくい、仕丁・雑任とも配置されないことがありうるのか、のちにさらに検討したい<sup>16</sup>。

## (3) 四等官

最後に、四等官はどうか。彼らと後期難波宮との関係を考えるために、大糧申請文書の位署欄に注目したい。表2は、位署欄が完全に残っているものについて<sup>17</sup>、その全体を示すとともに、位署・自

署がある場合を表示したものである。これについて注意すべきは、第1に、位署欄が用意されるのは四等官に限られること、第2に、四等官の全員の位署欄が前もって用意されているわけではないこと、第3に、位署欄が用意されているにもかかわらず自署していない者（○印の者）がいること、である。

表2 位署と自署

(2月)

左大舎人寮	頭	助		○大允	少允	大属	●少属
雅楽寮	頭	助		大允	少允	大属	●少属
玄蕃寮	頭	助		大允	少允	大属	●少属
喪儀司	正			佑		令史	

(4月)

中宮職	大夫	●亮		大進	●○少進 2	大属	●少属 2
刑部省	卿	大輔	少輔	大丞 2	●少丞 2	大録	●少録 2
宮内省	●卿	大輔	少輔	大丞	少丞 2	大録	●少録 2
大膳職	大夫	亮		大進	●少進	大属	●少属
木工寮	頭	助		大允	●少允 2	大属	●少属
大炊寮	頭	●助		○允		○大属	●少属
主殿寮	頭	●助		●允		●大属	少属
典薬寮	○頭	助		允		大属	●少属
正親司	正			佑		○大令史	少令史
内膳司	●奉膳 2	●●典膳 6				●令史	
官奴司	○正			●佑		令史	
内掃部司	○正			佑		○令史	●員外令史
筥陶司	正			佑		●令史	
左兵衛府	督(率)	佐(翼)		●大尉(大直)	少尉(少直)	●大志	少志
右兵衛府	督(率)	佐(翼)		大尉(大直)	●少尉(少直)	大志	少志
左馬寮	頭	助		●大允	●少允	大属	○少属

(8月)

画工司	正			●佑		○令史	
内薬司	○正			●佑		令史	
内礼司	正			●佑		令史	
式部省	卿	大輔	少輔	●大丞 2	少丞 2	●大録	少録 3

(10月)

内蔵寮	頭	助		●允		大属	●少属
大膳職	大夫	●亮		大進	少進	大属	●少属
左兵庫	頭	助		大允	●少允	大属	●少属
位署欄が用意されている比率 %	21.4	22.2		40.4		46.2	
自署しない者の比率	66.7	0		15.8		20.8	

位署欄が用意されているのは●○印のあるもののみ ●自署あり ○自署なし  
左右兵衛府の( )内は大宝令 数字は養老令における定員数

第1は、大糧に関する事務の決裁は四等官が行ったこと、また四等官しか決済できなかったことを示している<sup>18</sup>。第2については、位署欄のあるものが四等官のうちの大糧に関する担当者であろう。表2の下段に四等官の全数に対する位署欄のある場合の比率を示した。これによるとカミ・スケは各20パーセント強に対して、ジョウ・サカンは約40数パーセントで、大勢として、カミ・スケは比較的少なく、ジョウ・サカンが多い傾向が認められる。大糧は食料に関するという点で基礎的な事務であるが、非官人が主たる対象であることもあり、その官司としては必ずしも特別に重要な事務ではなかったことが、これらの数字に表れていると考えられる。

ところで、大糧の担当者は、その申請文書を作成した宮に勤務すべきである。彼らが複数の宮に分散して勤務していたのでは、直接の事務担当者が自署を取りに回らねばならず、非効率的で事務が停滞してしまう。2月と4月の位署欄の四等官は紫香楽宮で、8月と10月の位署欄の四等官は平城宮で勤務していたと考えるべきなのである。

ところが第3のように、自署していない大糧担当の四等官がいる。この場合、ジョウ・サカンは20%弱なのに対してカミは67パーセントと多い。最低1人の自署があれば文書として機能するとみられるので<sup>19</sup>、ジョウ・サカンさえ自署すればよい傾向があり、それだけカミが自署する比率が低くなったのであろう<sup>20</sup>。

自署しない場合、その理由が注記されることが多い<sup>21</sup>。その理由は、2つに分けられる。一つは「故」「暇」「病」「別当」などである。「故」は自己都合、「暇」は休暇、「病」は病気で、それぞれ意味するところは明白である。「別当」については明確でないが、字義ならびに写経所の事例<sup>22</sup>から見て、他の業務を担当中であるという意味と考えておきたい。これらは、その四等官の個別的事情による理由である。

これに対して、場所を示す注記が次の4例ある。

- |    |       |                           |
|----|-------|---------------------------|
| 4月 | 中宮職   | 正六位下行少進葛木連内 <sup>23</sup> |
| 4月 | 左大舎人寮 | 従五位下守頭 王久仁宮留守             |
| 4月 | 大炊寮   | 従六位上行允陽胡史難破宮              |
| 4月 | 官奴司   | 従六位下守正額田部連難破              |

このうち「内」は内裏を意味すると考えられる。また「難破宮」「難破」は難波宮のことであろう。これらの注記は、その四等官が本来勤務しているべき紫香楽宮から難波宮・恭仁宮・内裏などの他所に行っているため自署できないことを示している。

「難波宮」と注記のある4月の大炊寮の允の場合、前述のように同じ4月に仕丁も配置されているので、仕丁の勤務する大炊寮の施設が後期難波宮にあることがわかり、彼はそこに行った可能性があるということから理解しやすい。これに対して官奴司の正の場合は、同じ4月に仕丁に配置が確認できない。この点をどう理解するかについてはのちに述べる。大糧申請文書が残っていない官司の中にも、四等官が後期難波宮に行っていた場合があったであろうが、現存する大糧申請文書でわずか2例しかないことからみて、かなり少数にとどまるであろう。

そもそも位署欄が設けられているということは、当然ながらその文書の決済時に自署が求められる

ことを意味する。したがって、彼らの移動はその場所への永続的な常駐ではなく、何らかの用務で短期間行ったが、その時がたまたま決済時と重なったため、自署できなかつたという事情があったと想定される。その用務が私的な用事であれば「暇」または「故」と注記されたはずであるので、公的な出張であろう。したがって、大糧担当の四等官の中には、平時の後期難波宮に短期間公務で出張するものが少数ながらいたとすることができる。

後期難波宮に出張したとみられる事例として、①天平勝宝7歳(755)に造講堂院所の木工弟訓部市麻呂が難波に材木の教作のために派遣されたこと<sup>24</sup>、②天平宝字6年(762)に写経所が調綿の売却と諸物資の購入のために難波使社下月足・弓削伯麻呂を派遣したこと<sup>25</sup>、③宝亀2年(771)に某が難波三宅に塩を取りに派遣されたこと<sup>26</sup>、④天応元年(781)に勅旨大丞羽栗臣翼が朴消を練らしめるために派遣されたこと<sup>27</sup>、などがある。これらはいずれも難波に派遣された目的が明確であるが、それに加えて、彼らはそれぞれの後期難波宮における所属官司に行ったであろうから、その施設の視察、そこに配置されている使部などの雑任や仕丁の勤務状況の点検、関係官司との調整なども含まれていた可能性を想定しても、あながち無理はないであろう。

次に、四等官のうち大糧担当以外のものの検討が残っている。彼らはそもそも位署欄が用意されていない者たちで、カミ・スケなどが多い傾向があり、各官司の中枢に位置する官人たちが多く。したがって、彼らと難波宮との関係が平時の後期難波宮の状況を考えるうえで重要であるが、大糧申請文書に姿を見せないのだから、これ以上穿鑿することはできない。

そこで次に「留守」に注目したい。留守については、皇太子監国、行幸、任命されるものの地位などをめぐって研究が多いが<sup>28</sup>、天皇の行幸時にしかるべき宮に置かれるものである。留守は『日本書紀』『続日本紀』『万葉集』『東大寺要録』などに史料があるが、すでに橋本義則が注意しているように<sup>29</sup>、後期難波宮については一例も見えないことが重要である。しかし、留守のすべての記録が残存していたとは限らず、後期難波宮に留守が置かれたとしても記録に残らなかった可能性について検討しておく必要がある。

留守の史料を見渡してみると、天平12年から17年の時期に集中していることがわかる。この時期に聖武天皇は、天平12年10月に平城宮を出発し、天平17年5月に平城宮に入るまで、恭仁宮・紫香楽宮・難波宮の間を盛んに行き来した<sup>30</sup>。そのため、この間の留守に対して特に注意が払われたとみられる<sup>31</sup>。しかるにこの間においても難波宮の留守がまったく見えないのは、やはり後期難波宮には留守が置かれることはなかったと考えるべきである。

留守は、皇太子監国や内印を預けられたかどうかを中心に多くの研究がある。そのうち澤木智子は、留司には知太政官事をはじめとする議政官を1人以上含めて任命されており、天皇不在の宮に残った官僚機構を統括し機能させるところに任命の目的があったことを指摘している<sup>32</sup>。これによると、平時の後期難波宮に留守が置かれなかったのは、統括すべきほどの官僚機構が平時の後期難波宮には存在しなかつたためと考えられるのではないか。

## 4. 後期難波宮・京における官司・家の存在形態

### (1) 官司の施設

前節では、大糧申請文書を素材として、官司の一般的構成員と平時の後期難波宮における官司の施設との関係について検討した。そこでの考察は、後期難波宮に仕丁を配置する官司を主たる対象とするものであった。しかし、先に指摘したように、仕丁を配置する官司は全体の1～2割程度に過ぎなかった。そこで、平時の後期難波宮の状態を考えるためには、仕丁不配置の官司も含めた官司全体の在り方を検討する必要がある。この点の解明はこれまで以上に困難であるが、再び大糧申請文書を手掛かりに検討を進め、さらに『続日本紀』との比較を試みたい。

大糧申請文書は、前述のように、省ごとに省とその被官の官司の申請文書が継文にされた。そこで、省とその被官のまとまりが全体として残っている場合に注目したい。そのような例として、4月の民部省の部分がある。ここでは、民部省<sup>33</sup>とその被官の主計寮・主税寮の大糧申請文書が残っている。民部省糧文と主計寮解の間、主計寮解と主税寮解の間は、それぞれ史料目録は「続ク（中間僅欠）」としている。写真によっても民部省糧文の末尾の日付より後の余白に「損」に関する異筆注記が書き込まれているので、仕丁の内訳部分は完全に残っている。また主計寮解の日下・位署の次には「勘少録桑原忌寸」「合」「去合」の異筆注記がある。したがってこの場合も仕丁の部分も完全に残っている。さらに主税寮解と次の兵部省移との間について、史料目録は「続ク（中間数行分欠）」としている。主税寮解については日下・位署部分の次の余白に「勘」の異筆書き込みがある。したがって主税寮解についても仕丁の部分は完全に残っている。

これによると、民部省とその被官の主計寮・主税寮の2寮の仕丁に関する記載は欠けることなくすべて完全に残存しているのである。したがって、民部省のみが後期難波宮に仕丁を配置し、被官の2寮では配置されていなかったことが確認できる。

次に、これに準ずる例として、2月の治部省の場合を取り上げたい。治部省・雅楽寮・玄蕃寮・諸陵寮・喪儀司が省とその被官である。治部省移と雅楽寮解の間について史料目録は「続ク（中間欠）」としているが、治部省移の日下と位署が欠けていないので、仕丁の部分は完全に残っている。雅楽寮解と玄蕃寮解の間、玄蕃寮解と諸陵寮解の間は同じく「(表裏接続)カ」としている。雅楽寮解・玄蕃寮解は全体が完全に残っている。次の諸陵寮解と喪儀司解の間は「続ク（中間欠）」とあり、諸陵寮解は前半4行分しか現存せず、仕丁の配置先に関する記載部分が欠けている。最後の喪儀司と次の民部省大糧文の間は「(表裏接続)カ」とされているので、喪儀司解の全体が残っている。

以上のように、諸陵寮の後半が欠けているほかは、治部省移・雅楽寮解・玄蕃寮解・喪儀司解はほぼ完全に残っている。したがって、諸陵寮の立丁2人と廝丁2人<sup>34</sup>の一部または全部が後期難波宮に配置されていた可能性を完全に排除することはできないが、それ以外の官司では配置されていなかったことが確認できる。

以上の2例によると、省とその被官という単位でみた場合、その中の1官司が後期難波宮に仕丁を配置していたか、あるいはすべての官司でまったく配置していない可能性がある状況がうかがえるのである。このような状況では、業務を遂行するためのある程度の規模を持った独立の建物や、建物群

から構成される院を、各官司ごとにそれぞれ独自に持っていたとは考えにくいのではないか。

しかし一方で、『続日本紀』には、これとはやや異なるニュアンスの状況を思わせる史料が存在する。天平16年閏正月乙丑朔条には、

詔、喚会百官於朝堂、問曰、恭仁・難波二京、何定為都、各言其志、於是、陳恭仁京便宜、五位已上卅四人、六位已下百五十七人、陳難波京便宜者、五位已上卅三人、六位已下一百卅人、とある。これによると、この時朝堂に集められたのは「百官」すなわち各官司の職事官である。かれらのうち恭仁京とほぼ同数の官人が難波宮への遷都を希望した。この官人たちは、難波宮が都となった場合<sup>35</sup>、自らの属する官司の官僚組織が難波宮において機能しうると判断していたと考えられる。この後、聖武天皇は閏正月一二日に難波に行幸したが、その後の2月1日には、

又追諸司及朝集使等於難波宮、とあって、恭仁宮にあった「諸司」を難波宮に移すように指示が出されている。この「諸司」とは施設のことではなく、そこに勤務する人々のことであろう。しかし、恭仁宮には留守が置かれているので、ある程度の官僚機構がそこに残ったはずであり、平城宮・紫香楽宮にも人員を配置しておかなければならないので、全員が後期難波宮に移ったとは考えられない。こう考えると、この時の措置によって後期難波宮に移った「諸司」とは、その「諸司」のフルメンバーではなく、その一部であったと考えざるを得ない。上記の難波宮を希望した官人たちも、同様の状況を計算に入れていたであろう。そうではあれ、後期難波宮には彼らが入ることのできる施設が存在することを前提とする措置であったとは言う。しかしその施設は、官司の構成員の全員が入りうる規模である必要はない。

以上によると、大糧申請文書などの分析からは、官司としての業務を遂行するための建物やそれを含む院を、各官司ごとにそれぞれ独自に持っていたとは考えにくいと想定されたが、他方で『続日本紀』からは、官司ごとに全員ではなくても一定数の構成員が勤務しうる場所が後期難波宮に存在するらしいとも考えられた。

この相反する方向に見える方向を総合的に考えると、官司の施設としては合同庁舎・合同院とでもいべき方式がとられていたのではないかと推定したい。合同庁舎とは、一棟の省単位の建物の中をいくつか区切り、そのそれぞれを各官司のコーナーとするようなあり方や、省単位の院を想定し、その中に省や被官官司の小規模な建物が集まっているようなあり方、さらにはこの両者が複合したようなあり方を想定している。

これはまったくの推定で確たる根拠を持たないが、このように考えると、上記の相反する方向を無理なく理解できるのではないか。各官司はそれぞれ後期難波宮に一定数の構成員を収容できる施設を持っていたことになり、全官司が仕丁を配置しなくても、特定の官司の少数の使部などの雑任と仕丁とが合同庁舎・合同院を保守すればよいことになる。こう考えれば、大糧申請文書と『続日本紀』のそれぞれの微妙に異なるニュアンスを説明しうるのではないか。前述の官奴司の場合は、仕丁が配置されていないのに正が後期難波宮に出張した事例であったが、宮内省関係の合同庁舎・合同院の一角に官奴司のスペースがあり、仕丁の配置はなくとも宮内省とその被官全体として保守されていたと考えられることができる。この場合の官奴司の正はこのような官奴司のスペースに行ったと理解できる。

## (2) 京内の家など

次に、京域の状況について考えたい。上述のように、聖武朝以降の後期難波京（積山の第三期）では、部分的に条坊が敷かれていたことが指摘されている。しかしそれは、主として道路や側溝の遺構にもとづく想定であって、条坊の区画内がどのような状態であったのかは、ほとんど明らかでない。

『続日本紀』天平6年9月辛未（13日）条によると、

班給難波京宅地、三位以上一町以下、五位以上半町以下、六位以下四分一町之一以下、とあって、宅地の班給が行うことが記されている。この前後の時期に条坊区画（道路、側溝など）の造成が進行したと考えられる。しかし、そのことと条坊区画の内部に邸宅や家が実際に建てられたかどうかは別の問題である。

五位以上の貴族は、遷都に伴って移住が強く促されたと考えられている<sup>36</sup>。これによると、天平16年閏正月の行幸とそれに続く2月の皇都宣言に対応して、彼らは難波に移ってきたと考えられるので、それぞれ邸宅を建てたとみられる。また、遷都でなくとも聖武天皇はたびたび難波宮に行幸しているので<sup>37</sup>、いつ従駕することを求められても対応できるように難波京に邸宅を整えておく必要があったであろう。

しかし、貴族たちが仮に後期難波京に邸宅を建てていたとしても、平時にそこに居住していたかという、それは疑問である。聖武朝以降、平城宮と難波宮は併存し、天平13年から同18年の間は恭仁宮が存続し、天平15年から同17年にはさらに紫香楽宮が加わった。聖武天皇はこれらの宮の間を行幸し、また遷都したので、貴族たちはそれに対応して、各宮に規模は別としてそれぞれ邸宅を用意して、聖武天皇の行幸や遷都に備える必要があった。貴族たちは、原則としてその時々々の都の邸宅に居住したのであって、天平16年の難波宮への遷都時以外の時期に貴族たちが居住した可能性は低い。

王族・貴族のうち難波周辺に宅・別業・地を持っていたことが知られるのは、次の5例である。

- (1)左大臣橘卿之宅（天平16年か、『万葉集』巻18-4060左注）
- (2)安宿王地（天平宝字4年11月7日「東大寺三綱牒案」摂津国家地売買公験案）
- (3)外従5位下佐渡守漆部直伊波地（々）
- (4)右大臣藤原豊成の難波別業（『続日本紀』天平神護元年11月甲申（27日）条）
- (5)左大臣藤原魚名の摂津国の別業（同延暦2年7月庚子（25日）条）

このうち(2)(3)は大川沿いの地域にあったが、京域内であったかどうか明確ではない。それ以外の(1)(4)(5)は条坊内に存在していたであろう。(4)(5)はいずれも大宰府への左遷の途次に滞在したとするものである。その滞在地がいずれも「別業」とされるのは偶然ではなく、彼らがそこに常住していなかったことを示している。

先に、貴族は難波京をはじめ恭仁京・平城京・紫香楽京<sup>38</sup>に、規模は別としてそれぞれ邸宅を持っており、そのいずれかに居住したと考えたが、それでは、居住していない邸宅はどのように管理されていたのであろうか。

家令職員令には、有品親王と職事3位以上の家の家政機関が規定されている。その職掌は「惣知家事」「検校家事」などと抽象的に規定されており、『令集解』の明法家諸説でも具体的ではない。この

ほか『続日本紀』養老3年(719)12月庚寅(7日)条によると、5位以上の家に「事業・防閭・杖身」の宅司が置かれている。また知宅事・知家事の存在も知られるが(以下、家令と総称する)、その具体的職掌に関する史料は乏しい。貴族たちが複数の宮に複数の邸宅を持っていたとすると、それらの管理は当然家令が行ったと考えるのが自然である。

以上から、平時の後期難波京では、5位以上の貴族たちが何らかの邸宅を建てていた可能性があるが、遷都時以外には彼らはそこには常住せず、家令の一部を管理人として管理させていたとみられる。この管理人の居住形態は不明であるが、その家族は難波京に家を持ち居住していたと考えてよいであろう。

下級官人については、使部などの雑任が、後期難波宮・京の少数の官司に配属されていたとみられる。彼らがそこでどのように居住していたかは不明とせざるを得ないが、家族とともに京内に家をもった可能性はあるであろう。仕丁は、配置先の官司の施設内で宿直したとみられるが、一般の人々については、文献史料からは不明である。

また後期難波京内には、重要な要素として四天王寺・摂津国分寺・百濟寺・百濟尼寺などの寺院が存在したことが知られている<sup>39</sup>。これらの寺院には僧尼がおり、僧尼たちの生活を支える組織が存在したと考えられるが、その実態は、今のところ知ることができない。

## 5. 発掘調査成果との比較

前節までに、文献史料にもとづいて、平時の後期難波宮・京には、官司が合同庁舎・合同院のような形で各施設を持ち、省単位で少数の使部などの雑任と仕丁を配置して保守していたこと、貴族たちは複数の京に邸宅を持ち、そのなかの遷都時の宮の邸宅に居住し、それ以外の宮の邸宅は家令に管理させていたこと、後期難波京内については、難波宮の邸宅を管理する家令の家族や、難波宮の施設を保守する使部などの雑任とその家族が家を持っていた可能性があること、いくつかの寺院が存在し、僧尼やそれを支える組織が存在したこと、などを明らかにしてきた。そこで本節では、これらの点と発掘調査の成果とを比較してみよう。

まず国立病院機構大阪医療センター(もと国立大阪病院)構内で2015~16年に行われた調査に注目したい。この調査ではさまざまな成果が上がったが、そのうち関係するものをまとめると、次のようになる(図1)<sup>40</sup>。

塀SA601と602の間の通路の南側に、これらと同時期とみられるSB601と602の建物がある。SB601とNW93-4次調査で検出されていたSB703とは西側の柱筋がおおむねそろっているので、同時期とみて違和感がない。これらより先行するSB603とNW07-2次調査で検出されたSB702とは、北側の柱筋がほぼそろっているので同時期とみて大過ない。SB604やNW93-12次調査のSB702も相前後する時期の同様の建物とみられる。また、これらの建物が広がっている範囲は、南側の谷の在り方から見て、それほど広がらない。

これらについて報告書は、後期難波宮で初めて検出された曹司とした。後期難波宮の宮殿群の周辺で官司の施設の可能性があると言明されたのは、現在のところこの例のみである。未調査地域が多く

残っているので軽々にいうことは控えねばならないが、しかしこれまで多くの調査が積み重ねられてきたことも事実である。その結果、官司の施設の可能性があるものは、中枢部の周辺ではそれほど多くないという見通しを立てることは許されるのではないか。これは、前節で検討してきたことと相応している。

次に京域における発掘調査の成果について検討しよう。条坊区画内部の状況はほとんど明らかにされていないが、市川創の研究がほとんど唯一といってよい<sup>41</sup>。市川は、後世の攪乱による遺跡の破壊や調査密度の違いを考慮しつつ、条坊区画内で検出されたすべての建物遺構について検討し、難波京の建物はその全域に分布するものではなく、京内であっても建物は必ずしも正方位に乗らず、正方位やそれに近い建物は、比較的広く平坦面がひろがる難波宮から四天王寺にかけての地域に限定され、それ以外では方位がばらばらであることを指摘した。

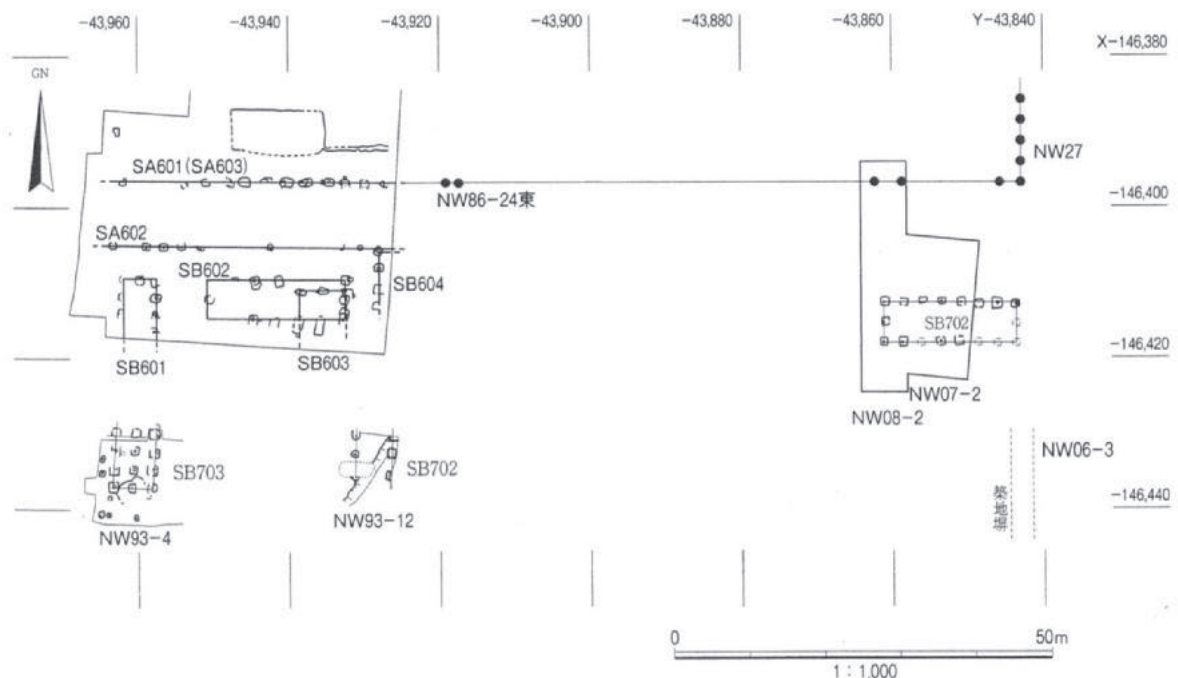


図1 国立病院機構大阪医療センター構内の建物群

今後の調査研究の進展にまたねばならない点が多いが、少なくとも現時点では、条坊内には正方位の建物が整然と立ち並ぶような状況ではなかったとは言いうるのであろう。このことは、下級官人で難波京に住むものについて多くを想定できないとする文献史料からの検討結果と符合する<sup>42</sup>。

寺院については、その僧尼やそれを支える組織と後期難波京との関係を明らかにするには至っていない。

## 6. むすび

後期難波宮の中枢部には壮麗な宮殿群が建てられており、条坊が敷かれて京が形成されていたことが、考古学的調査研究によって明らかにされてきた。これにもとづき、後期難波宮・京は壮大な都で、官司の建物が建ち並び、多くの人々が住んでにぎわっていたという漠然としたイメージができてい

ように思う。しかし、本当にそうか。本稿はこの点に疑問を抱いて検討してきた。その際留意すべきは、難波宮・京の官司の活動の仕方、人口、繁栄の度合いといった点は、平時と天皇行幸時もしくは遷都時とを区別して理解する必要があるということである。

平時の後期難波宮・京の内実を知ることは難問であるが、そこに切り込むことのできる唯一の手掛かりとして大糧申請文書に注目した。その検討結果を『続日本紀』と照らし合わせ、さらに考古学的調査の成果とつき合わせて、以下の諸点を明らかにすることができたのではないか。

第1に、平時の後期難波宮では、せいぜい全体の1～2割程度の少数の官司のみに仕丁が配置され、他の多くの官司では配置されていなかった。

第2に、仕丁が配置された官司では、これを指揮監督する少数の使部が配置されていたと推測される。場合によっては史生・省掌についても、同様のことが想定できるかもしれないが、その可能性は小さい。

第3に、四等官の全員ではなくその一部が大糧の担当者であった。この大糧担当者のうちのごく少数が、公務で短期間後期難波宮に出張することがあった。

第4に、後期難波宮には、省単位に合同庁舎・合同院方式とでもいうべき形の施設が存在したと推定される。各官司はその一角にそれぞれのコーナーを持っていた。各官司ごとにある程度の規模を持った独立の建物や院を維持することはあまりなく、官司ごとの独立した施設が建ち並ぶような状況ではなかった。

第5に、ある官司の少数の使部・史生・省掌などの雑任と仕丁が、合同庁舎・合同院の全体を保守していた。そして、時おり四等官がやってきて見回り・点検を行ったと考えられる。

第6に、平時の後期難波宮には、留守を置いて統括するほどの官僚組織は存在していなかったと推測される。

第7に、後期難波京内には、規模等は別として、5位以上の邸宅が建てられていた可能性があるが、貴族たちは平時にはそこには居住せず、家令に管理させていたとみられる。

第8に、官司の施設を保守している使部などの雑任や貴族の邸宅を管理している家令の家族は、京内に家をもち住んでいた可能性がある。

第9に、一般民衆については手掛かりがほとんどないが、条坊内が正方位の住宅でぎっしりと埋まるようなことはなかった。寺院・僧尼やそれを支える組織と後期難波京との関係は今のところ明らかではない。

以上のように、後期難波宮・京には、各官司ごとの施設や正方位の住宅は、それほど多くは建てられていなかったとみられる。したがって平時には、多くの人間が居住していたとは考えにくい。しかし、いったん天皇が後期難波宮に行幸してきたりあるいは遷都すると、状況は一変した。天皇に従って多くの貴族・官人が陪従してくる。滞在期間が長くなると、彼らの家族も移ってきたであろう。彼らの多くは各官司の四等官や下級スタッフでもあるから、官僚機構も動き出したはずである。ただし、天平16年の遷都時には、恭仁宮・平城宮には留守が置かれたので官僚機構は存在していたはずである。紫香樂宮も同様であると考えられるので、この時に後期難波宮にやってきた官人は、その官司の全員

ではなく一部であり、既存の各官司の施設で十分に執務できたと考える。遷都・行幸により、後期難波宮・京にはわかにか人が増え、にぎわうようになったであろう<sup>43</sup>。

万葉集巻6-928~930には、笠金村が神亀2年の聖武天皇の難波行幸に従駕したときの長歌と反歌2首が収められている。今その一部を示すと次のようである。

……続麻なす 長柄の宮に 真木柱 太高敷きて 食す国を 治めたまへば 沖つ鳥 味経の原  
に もののふの 八十伴の男は 廬りして 都なしたり 旅にはあれども (928)

荒野らに 里はあれども 大王の 敷きます時は 京師となりぬ (929)

八木広美は<sup>44</sup>、諸説を検討して、928の長歌は「天皇の治天下がすすんだ結果、旅先であっても、自然と都になることが詠われている」。また929は、「荒野ら」のような「里」であっても、「そこで天皇が天下を統治する時は、都になるのだという「大君」讚美の表現として捉えられる」としている。

後期難波宮・京は、天皇がいるときに京師として輝くのであり、そうでない平時は「荒野」の「里」のような状況なのである。「荒野」や「里」という表現は、天皇の滞在時の繁栄と対比して誇張されているのであり、文字通りに受け取る必要はあるまい。

これらは、聖武天皇による後期難波宮の造営工事開始直前の歌であるが、天皇の在不在と京師のあり方との関係をよく示している。

## 註

- 1 和泉監正税帳（大日古2ノ76、90、92）、但馬国正税帳（大日古2ノ57、65）。賦役令集解24丁匠赴役条古記が「謂、西方之民、便配造難波宮司也」とするのはこれらの記載と対応している。また天平6年「出雲国計会帳」にも「造難波宮雇民逃亡状」なる民部省符がみえる（大日古1ノ588）。
- 2 2014年までの後期難波宮に関する調査成果は、高橋工「前期・後期難波宮跡の発掘成果」〈中尾芳治・栄原永遠男編『難波宮と都城制』吉川弘文館、2014年8月〉に要点がまとめられている。
- 3 積山洋『古代の都城と東アジア－大極殿と難波京－』（清文堂、2013年10月）、同『東アジアに開かれた王宮 難波宮』（新泉社、2014年8月）
- 4 市川創「受け継がれた都市計画－難波京から中世へ－」（『東アジア史における都市の誕生・成長・再生の類型』平成21～25年度（独）日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）報告書、2014年3月）
- 5 難波宮や難波地域に関する史料は、直木孝次郎監修「古代難波編年史料集」（『難波宮址の研究』第7史料篇、1981年3月）に集成されている。
- 6 早川庄八「律令財政の構造とその変質」（『日本古代の財政制度』名著刊行会、もと『日本経済史大系』1古代、東京大学出版会、1965年6月）、土田直鎮「正倉院文書正集第三巻について－接続の一例－」（『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、1992年11月、もと竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』吉川弘文館、1969年6月）、山田英雄「天平十七年の文書をめぐって」（『日本古代史攷』岩波書店、1987年7月、もと『日本歴史』341、1976年9月）、櫛木謙周「天平十七年大糧申請文書の基礎的考察」（『日本古代労働力編成の研究』塙書房、1996年2月、もと『古代文化』32-1、1980年1月）、橋本義則「複都制下における宮都の維持・管理－天平一七年大糧申請文書の再検討－」（『日本古代宮都史の研究』青史出版、2018年9月、もと「天平一七年大糧申請文書の再検討－紫香楽宮攷（二）－（上）」『山口大学文学会志』49、1999年2月）。研究史は櫛木論文にまとめられているので、それに譲る。
- 7 東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』1～7（東京大学出版会）、宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文

書影印集成』 1～17 (八木書店)

- 8 榎木論文には、断簡配列の復元案が示されている。これと原本調査による配列とを比較すると、次の2点が相違する。第1に10月神祇官移を太政官粮文の後ろに配列するが原本調査結果では逆、第2に10月造宮省移を造甲可寺所解の後ろに配列するが原本調査結果では逆。
- 9 天平17年段階に存在した中央官司については表1に注記したが、それ以外に井上薫は兵馬司も同年4月当時には廃されていたとする。井上薫「柴香楽宮」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、1961年7月、もと『南部仏教』6、1959年6月)。
- 10 山田英雄は注6論文において、左京職移(大日古2ノ416)で10月料が請求されていることから発行は9月となるはずである、としている。これについては、何らかの理由で10月料が未支給であったため、10月の大糧申請文書で11月分と併せて請求したとも考えられるので、10月のものである可能性は十分にあると考える。
- 11 天平17年段階でどのような造宮関係の令外官が存在したのか不明な点が多いが、正倉院文書から金光明寺造物所の存在が知られる。しかし大糧申請文書が残存するのは造宮省・造甲可寺所の2つのみである。
- 12 山田英雄は注6論文で、各省ごとに被官官司の分が貼り継がれた継文が民部省に提出され、民部省においてさらに継がれて長尺の巻物とされたことを指摘している。これは妥当であるが、表1の2月、8月のように、後方に配列されていた大糧申請文書がまったく残っていないことからすると、全1巻ではあまりに太巻きすぎるので、2、3巻に分けて整理された可能性があることを考慮する必要がある。
- 13 弥永貞三「仕丁の研究」(『日本古代社会経済史研究』岩波書店、1980年12月、もと『史学雑誌』60-4、1951年4月)。なお直丁と駈使丁との差異については、榎木謙周注6論文で検討されている。
- 14 このほかに囚獄司の物部丁は『令集解』古記に「物部丁廿人、此充仕丁乃耳」とあり、義解は「謂、諸国仕丁、帶杖守獄者、即自民部省所充也」とあって、出身は仕丁と変わらない。
- 15 直木孝次郎「主帥について-とくに使部との関係をめぐって-」(『奈良時代史の諸問題』塙書房、1968年11月、もと『続日本紀研究』131、1966年4月)では、衛士府の使部が主帥と称されたことが指摘されている。同「養老令官制とその定員」訂正-使部について-」(『続日本紀研究』4-7、1957年7月)。
- 16 写経所の場合、案主のもとに複数の雑使がいて案主の業務を補佐していた。この雑使と雑任との対応関係は不明だが、中央官司においても雑使にあたるような人員がいた可能性が高いが、詳細は不明である。
- 17 通例、位署欄の次に「勘」「合」「去合」などの注記がなされる。したがって、これらの注記がある場合、位署欄が途中で切断されることなく完全に残っているとみてよい。
- 18 4月の内掃守司の場合だけ員外令史の位署欄がある。この場合は自署しているもので、四等官と同等に事務を執ったことになる。
- 19 山田英雄注6論文。
- 20 スケが自署しない場合は0パーセントであるが(すべて自署している)、スケの位署欄が用意されている6例のうち、カミの位署欄があるのは1例のみで、他はそもそもカミが自署することが予定されていない。このためスケの自署の比率が高くなっており、自署をしないものがいなくなったのである。
- 21 自署しない理由が注記されないのは、その理由がその官司の内部で共有されていたので、わざわざ注記しなくてもよかったと理解される。
- 22 山下有美『正倉院文書と写経所の研究』(吉川弘文館、1999年1月)。
- 23 大日古は「内」を落している。
- 24 柴原永遠男「難波宮の造営と木材の供給」(『大阪歴史博物館研究紀要』14、2016年3月)。
- 25 直木孝次郎「難波使社下月足とその交易」(『1989年度大阪文化賞受賞記念 古代難波の研究二、三』私家版、1989年12月、『難波宮と難波津の研究』吉川弘文館、1994年2月、『直木孝次郎 古代を語る13 奈良の都』吉川弘文館、2009年10月、もと『財団法人大阪市文化財協会編『難波宮址の研究』第7論考編』1981年3月)。

- 26 栄原永遠男「難波における経済活動」（『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、1992年2月）。
- 27 栄原注26論文、同「古代難波の荘と物流－難波地域史の試み－」（『共同研究成果報告書』14、大阪歴史博物館、2020年3月）。
- 28 主なものとして、瀧川政次郎「複都制と太子監国の制」（『京制並に都城制の研究』法制史論叢2、角川書店、1967年6月）、坂上康俊「東宮機構と皇太子」（九州大学国史研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、1990年8月）、田井泰子「日本古代遷都論－恭仁京をめぐる－」（『寧楽史苑』27、1982年7月）、荒木敏夫『日本古代の皇太子』第3章（吉川弘文館、1985年10月）、澤木智子a「日本古代の行幸における従駕形態をめぐる－八世紀を中心に－」（『史艸』30、1989年11月）、澤木智子b「日本古代における留守と行幸－従駕形態との関連から」（『ヒストリア』132、1991年9月）、同c「留司官と鎮京使」（『古代史研究』10、1991年11月）、橋本義則注6論文などがある。
- 29 橋本義則注6論文。
- 30 栄原永遠男『天平の都と大仏建立－紫香楽宮と甲賀寺－（改訂版）』（甲賀市教育委員会、2012年3月）、同『聖武天皇と紫香楽宮』（敬文舎、2014年3月）。なお、この間の聖武天皇の行動を「彷徨」（さまよい歩く）と表現することは適切ではなく、偶然の要素はあるものの、明確な意図にもとづいて行動したことについては、後者の著書で明らかにした。
- 31 荒木敏夫注28著書。
- 32 澤木智子注28b論文。
- 33 山田英雄は注6論文において、大日古が民部省と太政官の大糧申請文書を「民部省解」「太政官符案」とするのは書式から見て正しくなく「太政官仕丁大糧申請文」「民部省仕丁大糧申請文」あるいは同「糧文」と称すべきことを指摘している。この指摘は妥当であるので本稿では太政官糧文、民部省糧文と称することとする。
- 34 大日古は「直丁二人 廝丁一人」とするが「立丁二人 廝丁二人」の誤りである。
- 35 複数併存しうる京のうちの1つが都となるのであり、京と都はレベルを異にする概念であることは、栄原永遠男「『複都制』再考」（『大阪歴史博物館研究紀要』17、2019年3月）で論じた。
- 36 宍戸香美「遷都時における京戸の移動」（奈良女子大学古代学学術研究センター編『都城制研究（12）－都城と交通－』2018年2月）
- 37 聖武天皇・太上天皇の難波宮行幸は8回に及び、歴代天皇の中で最も頻繁に難波宮に行幸した。
- 38 紫香楽宮の周囲に京域が存在した可能性については、橋本義則注8論文による。
- 39 後期難波京内の寺院址については多くの文献があるが、比較的近年のものとしては、さしあたり網伸也「後期難波宮と古代寺院」（『古代』93、1992年3月）、財団法人大阪市文化財協会『大阪市天王寺区細工谷遺跡発掘調査報告』Ⅰ（1999年3月）同Ⅱ（2007年12月）、藤沢一夫「難波鑄銭司及百済尼寺跡考」（大阪市教育委員会『大阪の歴史と文化財』2、1999年a月）
- 40 大阪市文化財研究所編『難波宮址の研究』第22－後期朝堂院西方の調査－』（2017年12月）
- 41 市川創「難波京の建物」（大阪文化財研究所編『大阪市天王寺区北河堀町所在遺跡発掘調査報告－天王寺区悲田院町における建設工事に伴う発掘調査報告書』2013年10月）、同注4論文。
- 42 下級官人の住居が正方位であるとは必ずしも限らないが、それを志向した可能性があると考えている。
- 43 このような状況は難波市の理解と大きくかかわる。難波市と後期難波宮・京との関係については、栄原注27論文で検討した。
- 44 この長短歌については、梶川信行「『荒野』の賑わい－難波宮従駕歌－」（『万葉史の論 笠金村』桜楓社、1987年10月、もと『近畿大学教養部研究紀要』16ノ3、1985年3月）のほか多くの研究があるが、八木広美「金村の神亀二年難波行幸歌」（『セミナー万葉の歌人と作品』6 笠金村・車持千年・田辺福麻呂、和泉書院、2000年12月）が同論文執筆段階までの諸説を整理したうえで検討している。

## The Reality of the latter Naniwa-no-Miya Palace

SAKAEHARA Towao

An archaeological research has revealed that a group of magnificent palace buildings had been constructed in the center of the latter Naniwa-no-Miya Palace, and the avenues of the residential district of Naniwa-Kyo were laid out in a grid pattern based on Jobo 条坊 system. The findings led to an image of latter Naniwa-no-Miya Palace and Kyo area to have prospered with a large population. However, that impression was never well-founded, therefore, needed to be re-examined in the light of two phases; namely, the ordinary times; and special occasions, such as the Emperor's visit to the area or the transfer of the capital.

According to the ancient documents of Tairou 大糧 application forms and other analyses, in the ordinary times, individual government office did not hold its own building in the capital, but simply had their desks placed in the corner of a joint government complex or a joint premise. These facilities were typically maintained by one or two lower officials or Sichou 仕丁 who were supervised by Zonin 雑任, such as Shibu 使部, low-ranking bureaucrats. Noblemen held their mansions in the residential Kyo district of the latter Naniwa-Kyo, indeed, but they never actually resided there. The residences were managed by the butlers. Those lower officials and butlers might have kept their own houses in the area and lived with their families. Nevertheless, the area was never densely inhabited.

The atmosphere would, however, dramatically change on special occasions when the emperor was visiting the latter Naniwa-no-Miya Palace and when the capital was transferred. With many government officials present in the capital, the bureaucracy was functioning and noblemen, with their families, also came to reside in the area during the period.